

千葉市消防局の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、千葉市消防局（以下「消防局」という。）の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(様式等)

第2条 この要綱において「特殊標章」の区分、表示及び制式については、別表第1のとおりとする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第3号、第4号及び第5号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第2号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第3号、第4号又は第5号若しくはそのすべて）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、消防長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第1号（前項において掲げる者を除く）及び第3条第2号並びに第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは建物、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第6号）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付することができるものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛

失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第7号）により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

（保管）

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 消防局における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、消防局総務部総務課が行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

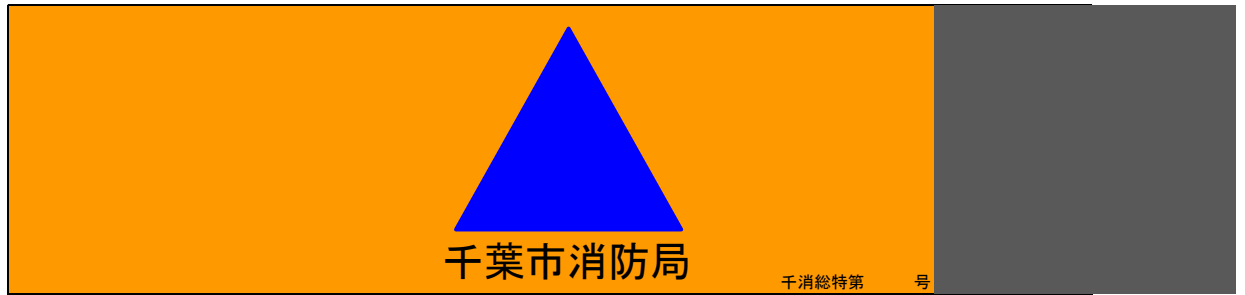
別表第1(第2条関係)

区分	表示			制式
	位置	形状	材質	
腕章	左腕に表示	別図1、①のとおり	ビニール	①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※「千葉県消防局」の文字と一連の「証明書番号」又は「登録番号」を表面下すみに付する。 (例：千消総特第〇〇〇〇〇号)
帽章	帽子、保安帽又は防火帽の右側頭部に表示	別図1、②のとおり	ステッカー又はワッペン又は塗色	
旗	場所又は建物の平面に展張、掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示	別図2、①のとおり	プリント又は塗色	
車両章	車両の両側面及び後面に表示	別図2、②(大)、(中)及び(小)のとおり	ステッカー又はマグネット又は塗色	
	航空機の両側面及び下面に表示	別図2、②(大)、(中)及び(小)のとおり	ステッカー又は塗色	

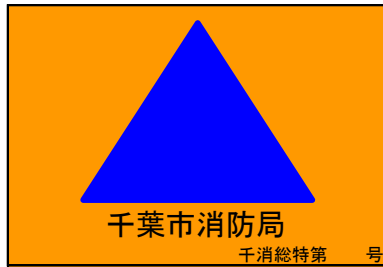
- 備考 1 表示位置、形状及び材質は上記を原則とするが、状況に応じ、その他の適切な位置、形状及び材質により表示し又はその他の適切な方法を用いてもよい。
- 2 腕章と帽章は同時に付けるものとする。
- 3 寸法については、消防局総務部総務課長が別に定める。

別図1(第2条関係)

① 腕章

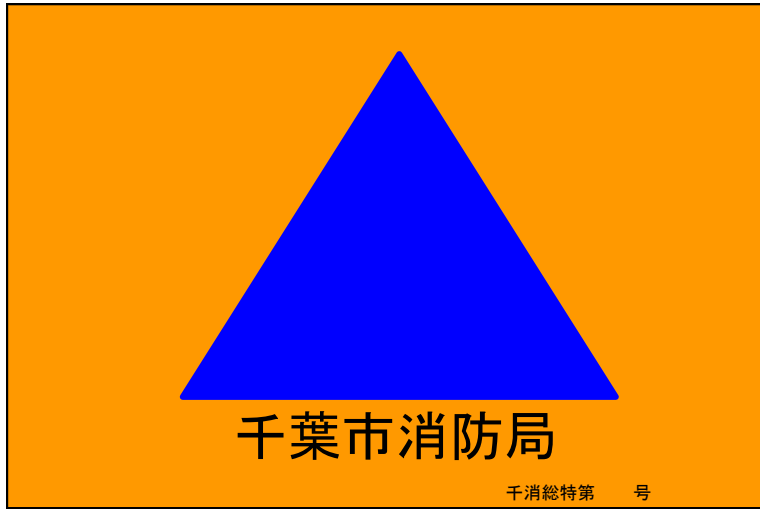


② 帽章

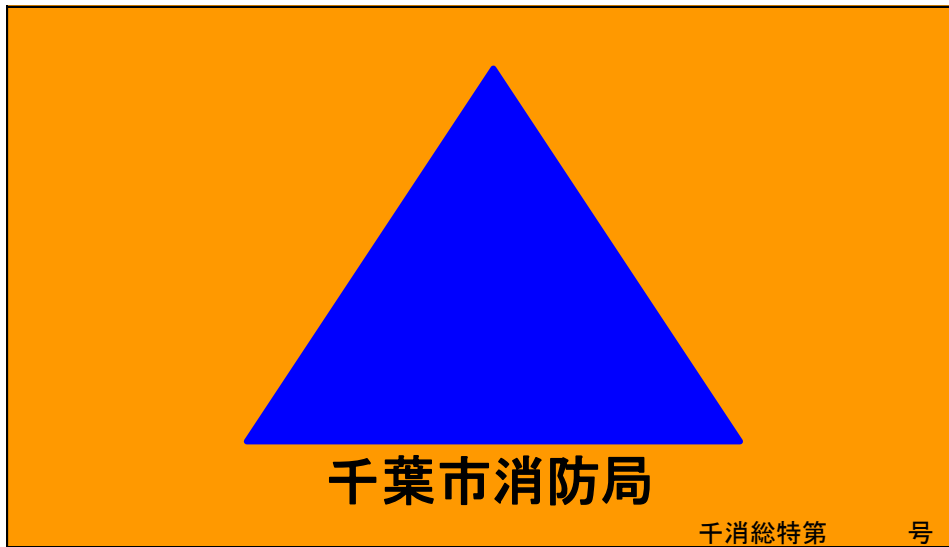


別図2(第2条関係)

① 旗



② 車両章 (大)

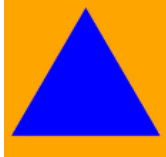
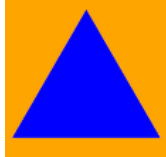


(中及び小)



様式第1号(第2条関係)

身分証明書

表面	裏面		
<p>千葉市消防長 The Chief Chiba City Fire Bureau</p>  <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>  <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
	血液型/Blood type _____		
	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
	印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

- 備考
- 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）であること。
 - できる限り耐久性のあるものであること。
 - 所有者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受けるかが記載されていること。（例；千葉市消防局の消防隊員等）
 - 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - 消防長の公印が押され、かつ、消防長の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - 身分証明書の交付の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、消防長が決定することとする。
 - 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ABO式Rh式）が記載されていること。

様式第2号(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市消防長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字)	生年月日(西暦)
(ローマ字)	年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付を申請する場合のみ貼付)
電話番号：	
E-mail：	
識別のための情報(身分証明書の交付を申請する場合のみ記載)	
身長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：.....	
その他の特徴等：..... 血液型：..... (Rh因子.....)	

特殊標章を使用する衣服、場所・建物、船舶、車両、航空機等の概要及び使用する標章の数等
--

【許可権者使用欄】 資格：.....第3条第(.....)号該当(詳細：.....) 証明書番号：..... 交付年月日：..... 交付した特殊標章の種類、数及び登録番号：..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....

- 備考 1 身分証明書の交付申請に際しては、本人確認のため身分を確認できる書類を
掲示又は写しを添付すること。(代理人申請の場合は、委任状を添付すること。)
- 2 車両章の交付を申請する場合は、標章を表示する車両の車検証の写しを添付すること。

様式第3号(第4条関係)

特殊標章等(腕章等及び身分証明書)の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格 ※1	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長 (cm)	眼の色	頭髪 の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用(交付数)			返納日	備考 ※2
												腕章	帽章	身分 証明書		
(記載例)																
02101	国民 保護	HOGO KOKUMIN	1978/6/1	第1号	2018/4/1	2038/3/31	173	茶	黒	B (Rh+)		1	1	1	/ /	111000
82001	千葉 消太郎	SHOUTARO CHIBA	1994/7/12	第2号	2018/4/1	2019/3/31	175	黒	黒	A (Rh+)		1	2	1	/ /	(公財)○○公社職員 (29千消総第○号)
82002	千葉 消子	SHOUKO CHIBA	1995/6/11	第3号	2018/4/1	2019/3/31	160	黒	茶	AB (Rh-)		1	2	1	/ /	○○病院看護師 (30千消総第○号)

※1・・・要綱第3条第1号:消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者、第2号:消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者、第3号:消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 ※2・・・「資格」欄、第1号に該当する者は職員番号を記入し、第2号及び第3号に該当する者は、所属する法人名や団体名等を記入するとともに文書收受番号を記入すること。

様式第4号(第4条関係)

特殊標章等(旗)の交付をした者に関する台帳

登録番号	資格※1	申請者※2		交付等の年月日	有効期間の満了日	掲揚又は表示の別	掲揚又は表示場所	標章の使用(交付数)	返納日	備考※3
		代表氏名	団体名等							
(記載例)										
11501	第1号	—	—	2018/4/1	2038/3/31	掲揚	〇〇消防署〇〇出張所 〇〇区〇〇1-1	1	/ /	
81001	第2号	理事長 〇〇 〇〇	(公財)〇〇公社 〇〇区〇〇1-1	2018/4/1	2019/3/31	掲揚	(公財)〇〇公社 〇〇区〇〇1-1	1	/ /	29千消総第〇号
81002	第3号	院長 〇〇 〇〇	〇〇病院 〇〇区〇〇1-1	2018/4/1	2019/3/31	掲示	〇〇小学校校庭内仮設テント 〇〇区〇〇1-1	3	/ /	29千消総第〇号

※1・・・要綱第3条第1号：消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者、第2号：消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者、第3号：消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 ※2・・・「申請者」欄は、「資格」欄、第1号に該当する者は記入不要。
 ※3・・・様式2号による交付の場合は、文書收受番号を記入すること。

様式第5号(第4条関係)

特殊標章等(車両章)の交付をした者に関する台帳

登録番号	資格 ※1	申請者名 ※2	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	車両・航空機情報															標章の使用 (交付数)		返納日	備考 ※3				
					車両名	主たる保管場所	登録番号	車名	車台番号	型式	自動車の 種別	用途	乗車 定員	最大 積載量	車両 重量	車両 総重量	長さ	幅	高さ	総排 気量	燃料の 種類			車体 の色	大	小	
(記載例) 11501	第1号 詳細()	—	2018/4/1	2038/3/31	水樽付き 消防ポンプ自動車	〇〇消防署〇〇出張所	千葉830 さ2407	メーカー名	FSS90-7000474	SDG-FSS90S2	普通	特種	6 人	1,800 kg	8,160 kg	10,290 kg	703 cm	230 cm	281 cm	5.19 L	軽油	赤	2	1	/	/	
81001	第2号 詳細((公財) 〇〇公社)	理事長 〇〇 〇〇	2018/4/1	2019/3/31	防災普及車 (避難誘導専用)	(公財) 〇〇公社 〇〇区〇〇1-1	千葉500 わ0001	メーカー名	SK82VN-341864	TC-SK82VN	小型	貨物	6 人	750 kg	1,330 kg	2,245 kg	428 cm	163 cm	197 cm	1.78 L	ガソ リン	緑	2	1	/	/	29千済積票〇号
81002	第3号 詳細(〇〇病院)	院長 〇〇 〇〇	2018/4/1	2019/3/31	民間救急車	〇〇病院 〇〇区〇〇1-1	千葉830 せ0001	メーカー名	TRH226-000690	CBF-TRH226S	普通	特種	7 人	2,860 kg	3,245 kg	562 cm	189 cm	255 cm	2.69 L	ガソ リン	白	2	1	/	/	29千済積票〇号	
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										
	第号 詳細()																										

※1・・・要綱第3条第1号：消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者、第2号：消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者、第3号：消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 なお、第2号及び第3号に該当する者は、詳細()内に法人名や団体名等を記入すること。
 ※2・・・「申請者名」欄は、「資格」欄、第1号に該当する者は記入不要。
 ※3・・・様式2号による交付の場合は、文書收受番号を記入すること。

様式第6号(第9条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
(あて先) 千葉県消防長	
申 請 者	
住所 _____	
職・氏名 _____ (*)	
(*) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、 記名押印してください。	
連絡先電話 _____	
連絡先電子メールアドレス _____ _____ @ _____	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7号(第12条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
(あて先) 千葉市消防長	
申 請 者	
住所 _____	
氏名 _____ (*)	
(*) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
連絡先電話 _____	
連絡先電子メールアドレス _____ @ _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 理由には、損失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 本人確認のため身分を確認できる書類を掲示又は写しを添付すること。
(代理人申請の場合は、委任状を添付すること。)
 - ※印の欄は、記入しないこと。